

■届出にあたっての注意事項 (東京都福祉のまちづくり条例)

1 届出書類

図書名	備考
特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物)	・第3号様式
委任状	様式の指定はありません
特定都市施設整備項目表	・共同住宅等以外……第5号様式 ・共同住宅等……第6号様式 ・小規模建築物……第7号様式
付近見取図(案内図)	
配置図	
各階平面図	
2面以上の断面図	
エレベーター・便所等の詳細図・展開図	

※計画内容により届出書類が追加になる場合があります。

2 届出部数

「1 届出書類」を正副1部ずつ届出してください。(紙のファイルにとじて、背表紙、表紙に名称、建築主名を記入してください。)

3 届出時期

届出は、工事着工予定日の30日前までに、または確認申請に先立って届出してください。

4 注意事項

(1)「特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(3号様式)」について

- ①届出者は、建築主としてください。
- ②届出者が法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び印としてください。
- ③あて先は、都知事としてください。

(2) 添付書類について

- ①配置図及び各階平面図は、移動等円滑化経路等を色線等で記入してください。
- ②配置図及び各階平面図は、整備箇所が判別できるよう色分け等をしてください。
- ③出入口、スロープ等の整備箇所に、有効幅員、勾配等を記入してください。
- ④飲食店を計画する場合は、車いす使用者用便所の設置が必須となります。

テナント未定等の場合は想定位置で届出を行い、テナント決定後に変更届を提出してください。

《問い合わせ先》

港区 建築課 建築審査係 Tel (3578) 2111 内線 2291、2292